(重要)本事務連絡は、11月19日(金)付で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に発出された「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」(事務連絡)の内容等について周知するものです。関係者に周知願います。

文化関係独立行政法人の長文化関係団体の長

文化庁政策課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定等について

令和3年11月19日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」の取りまとめ等を踏まえて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を改め、新たに「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「新対処方針」という。)が決定されました。

新対処方針に基づき,令和3年11月19日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(事務連絡)」(以下「イベント事務連絡」という。)が発出されており、イベントの開催制限等について方針が示されております。

この中において、特定都道府県においては、感染防止安全計画(以下「安全計画」という。計画の概要については、令和3年11月19日付け事務連絡「イベント開催等における感染防止安全計画等について」(以下「安全計画事務連絡」という。)を参照されたい。)を策定し、都道府県による確認を受けた場合には、人数上限を10,000人かつ収容率の上限を100%とするとともに、ワクチン・検査パッケージ制度(制度の趣旨等については、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「VT制度要綱」という。)及び令和

3年11月19日付事務連絡「ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る留意事項について」(以下「VT事務連絡」という。)等を参照されたい。)を適用した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とすること(重点措置区域においても同様)、原則、営業時間短縮等の要請を行うことを求めないことなどが示されているところです。

また、重点措置区域において、安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合には、人数上限を 20,000 人かつ収容率の上限を 100%とすること、特定都道府県又は重点措置区域以外の都道府県においては、安全計画を策定し、都道府県による承認を受けた場合は、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を 100%とすることが示されているところです。

各団体におかれましては、これらの内容を含め、イベント事務連絡、安全計画事務連絡、VT制度要綱及びVT事務連絡等について御了知いただくとともに、各地域の感染状況を踏まえ、基本的対処方針と当該要請等に十分留意し、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

本件について、下記参考資料と併せ、関係団体・機関等に対しても周知されるようお願いします。

記

(参考資料)

- ・令和3年11月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部(第81回) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/s idai_r031119.pdf
- ・令和3年11月19日 新型インフルエンザ等対策基本的対処方針分科会 (第18回)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/taisyo/dai18/gijishidai.pdf

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/k
ihon_r_031119.pdf

・基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和3年11月19日付 各都道府県知事・各府

省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡)

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_kihon_event_ryuuij
ikou.pdf

・イベント開催等における感染防止安全計画等について(令和3年 11 月 19 日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡)

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi
_anzenkeikaku.pdf

・ワクチン・検査パッケージ制度要綱(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_031119_1.pdf

- ・ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱(令和3年11月19日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室) https://corona.go.jp/package/assets/pdf/kougenteisei_jisshi.pdf
- ・ワクチン・検査パッケージ制度の実施に係る留意事項について(令和3年11月19日付 各都道府県知事宛 内閣官房新型コロナウイルス等感 染症対策推進室長 事務連絡)

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_ryuuijikou.pdf

・外国政府等の発行した接種証明のうち、ワクチン・検査パッケージ制度 において、使用可能とするワクチンについて(令和3年11月19日付 各 都道府県新型コロナウイルス感染症対策担当部局宛 内閣官房新型コ ロナウイルス等感染症対策推進室 事務連絡)

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_foreign-government
s_sesshureki.pdf

・次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像(令和3年 11 月 12 日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策本部)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_031112_2.pdf

本件連絡先 文化庁政策課 電話:03-6734-2809(直通)

メール: s-kikaku@mext.go.jp